

第4章 海水浴場の水質調査結果

第4章 海水浴場の水質調査結果

I 調査の概要

県内海水浴場のうち、推定利用者数がおおむね1万人以上の主要な海水浴場の水質調査を実施した。

1 水質調査結果

- (1) 調査対象 利用者がおおむね1万人以上の26海水浴場
- (2) 調査時期 平成30年4月下旬～5月中旬
- (3) 調査項目 ふん便性大腸菌群数，油膜，化学的酸素要求量（COD），透明度，腸管出血性大腸菌O-157
- (4) 概要 調査した26海水浴場の全てが良好と評価された。
また，すべての海水浴場において，腸管出血性大腸菌O-157の調査を実施したが，検出されなかった。

表-1 水質判定結果

区分	水質判定	海水浴場名 ()は所在市町村名
適	水質AA	磯（鹿児島市），生見（鹿児島市），浜田（鹿屋市），阿久根大島（阿久根市），脇本（阿久根市），浦田（西之表市），よきの（西之表市），唐浜（薩摩川内市），西方（薩摩川内市），江口浜海浜公園（日置市），国分キャンプ（霧島市），小浜（霧島市），ダグリ岬（志布志市），大浜海浜公園（奄美市），ゴールドビーチ大浜（南大隅町），一湊（屋久島町），タエン浜海水浴場（宇検村），畦プリンスビーチ（徳之島町），与名間海浜公園（天城町），瀬田海海浜公園（伊仙町），ワンジョ（和泊町），沖泊海浜公園（知名町），大金久（与論町），兼母（与論町）
	水質A	あづま（長島町）
可	水質B	重富（始良市）

表-2 水質判定の推移

年度	調査海水浴場数	水質AA	水質A	水質B
平成26年度	25	22	3	0
平成27年度	26	23	2	1
平成28年度	26	22	3	1
平成29年度	26	22	3	1
平成30年度	26	24	1	1

II 調査結果

表-3

No	海水浴場名	市町村名	調査 月日	水質判定項目				判定
				ふん便性大腸菌群数 (個/100mL) 平均 (最小～最大)	油膜	COD (mg/L) 平均 (最小～最大)	透明度 (m)	
1	いそ磯	鹿児島市	5/10, 5/11	<2 (<2～4)	無	1.4 (1.2～1.7)	>1	適 AA
2	ぬく生	鹿児島市	5/10, 5/11	<2 (<2～4)	無	2.0 (1.9～2.0)	>1	適 AA
3	はま浜	鹿屋市	5/17	<2 (<2～<2)	無	1.3 (1.2～1.3)	>1	適 AA
4	あくね根	阿久根市	5/14	<2 (<2～<2)	無	1.3 (1.1～1.4)	>1	適 AA
5	わき脇	阿久根市	5/14	<2 (<2～<2)	無	1.9 (1.8～2.0)	>1	適 AA
6	うら浦	西之表市	5/16	<2 (<2～<2)	無	1.0 (0.9～1.0)	>1	適 AA
7	よき	西之表市	5/16	<2 (<2～<2)	無	1.0 (1.0～1.0)	>1	適 AA
8	から唐	薩摩川内市	5/9	<2 (<2～<2)	無	1.5 (1.4～1.5)	>1	適 AA
9	にし西	薩摩川内市	5/9	<2 (<2～<2)	無	1.8 (1.7～1.8)	>1	適 AA
10	えぐち江口	日置市	5/9	<2 (<2～<2)	無	1.8 (1.7～1.8)	>1	適 AA
11	こくぶんキャンプ	霧島市	5/16	<2 (<2～<2)	無	2.0 (2.0～2.0)	>1	適 AA
12	お小	霧島市	5/10	<2 (<2～<2)	無	2.0 (1.9～2.0)	>1	適 AA
13	ダグリ	志布志市	5/15	<2 (<2～<2)	無	1.3 (1.2～1.4)	>1	適 AA
14	おおはま大浜	奄美市	5/15	<2 (<2～<2)	無	0.9 (0.9～0.9)	>1	適 AA
15	いげ重	始良市	5/17	4 (2～6)	無	2.4 (2.0～2.8)	>1	可 B
16	あづま	長島町	4/25	6 (2～10)	無	1.5 (1.5～1.5)	>1	適 A
17	ゴールドビーチ	南大隅町	4/25	<2 (<2～<2)	無	1.2 (1.1～1.3)	>1	適 AA
18	いっ	屋久島町	4/24	<2 (<2～<2)	無	1.0 (1.0～1.0)	>1	適 AA
19	タエン	宇検村	4/23	<2 (<2～<2)	無	0.8 (0.7～0.8)	>1	適 AA
20	あぜ畦	徳之島町	4/23	<2 (<2～<2)	無	0.6 (0.5～0.7)	>1	適 AA
21	よなま	天城町	5/7	<2 (<2～<2)	無	1.1 (1.1～1.1)	>1	適 AA
22	せた	伊仙町	4/24	<2 (<2～<2)	無	0.8 (0.7～0.9)	>1	適 AA
23	ワ	和泊町	4/23	<2 (<2～<2)	無	1.0 (0.9～1.0)	>1	適 AA
24	おき	知名町	4/23	<2 (<2～<2)	無	1.0 (0.9～1.1)	>1	適 AA
25	おお	与論町	4/24	<2 (<2～<2)	無	0.9 (0.8～0.9)	>1	適 AA
26	かね	与論町	4/24	<2 (<2～<2)	無	0.8 (0.8～0.8)	>1	適 AA

(注1) 腸管出血性大腸菌0-157は全ての海水浴場で不検出

(注2) ふん便性大腸菌群数及びCODは、上段が平均値、下段が最小値と最大値を示す。

(注3) ふん便性大腸菌群数の「<2」は、100mL当たりの報告下限値（2個）未満を示す。

(注4) 透明度の「>1」は、水深1～1.5m地点における1m以上の透明度（全透）を示す。

(注5) 判定は、環境省の水浴場水質判定基準（参考）に基づく判定

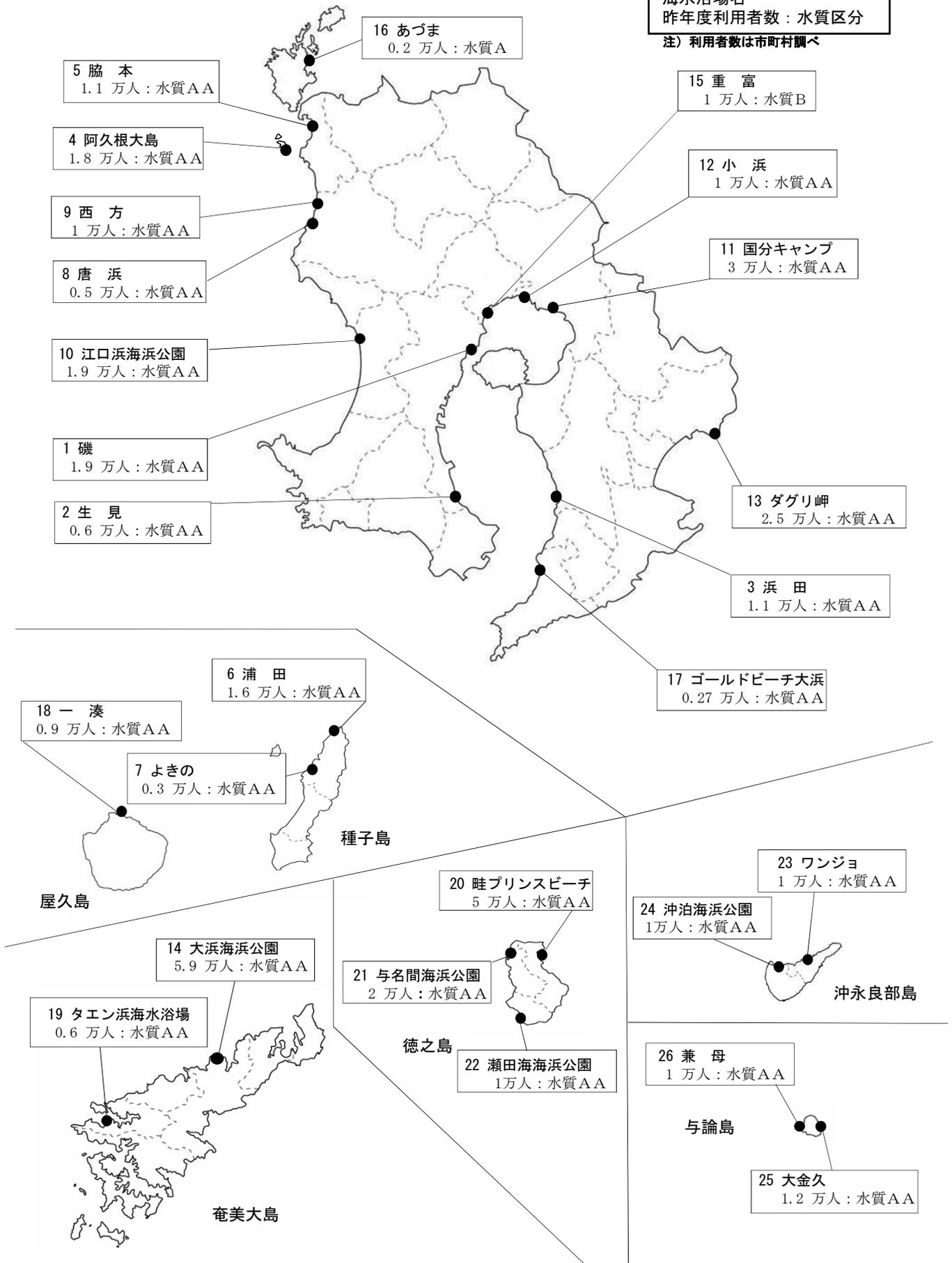
表－4 水質判定の推移

番号	海水浴場名	所在地	H26	H27	H28	H29	H30
1	いそ磯	鹿児島市	AA	AA	AA	A	AA
2	ぬくみ見	鹿児島市	AA	A	A	A	AA
3	はまだ田	鹿屋市	A	AA	AA	AA	AA
4	あくねおしま島	阿久根市	AA	AA	AA	AA	AA
5	わきもと本	阿久根市	AA	AA	AA	AA	AA
6	おおかわじま島	阿久根市	AA	AA	—	—	—
7	うらだ田	西之表市	AA	AA	AA	AA	AA
8	よきの	西之表市	AA	AA	AA	AA	AA
9	からかはま浜	薩摩川内市	AA	AA	AA	AA	AA
10	にしかた方	薩摩川内市	A	AA	AA	AA	AA
11	えぐちはまかいひんこうえん公園	日置市	AA	AA	AA	AA	AA
12	こくぶんキャンプ	霧島市	AA	AA	AA	AA	AA
13	お小はま浜	霧島市	AA	AA	A	AA	AA
14	ダグリみさき岬	志布志市	AA	A	AA	AA	AA
15	おおはまかいひんこうえん公園	奄美市	AA	AA	AA	AA	AA
16	しげとみ富	始良市	A	B	B	B	B
17	あづま	長島町	AA	AA	AA	AA	A
18	ゴールドビーチおおはま浜	南大隅町	AA	AA	AA	AA	AA
19	いっそう湊	屋久島町	AA	AA	AA	AA	AA
20	タエンはまかいすいよくじょう海水浴場	宇検村	—	—	AA	AA	AA
21	あぜプリンスビーチ	徳之島町	AA	AA	A	AA	AA
22	よなまかいひんこうえん公園	天城町	AA	AA	AA	AA	AA
23	せたうみかいひんこうえん公園	伊仙町	AA	AA	AA	A	AA
24	き喜ねんはま浜	伊仙町	AA	AA	—	—	—
25	ワンジヨ	和泊町	—	AA	AA	AA	AA
26	おきどまりかいひんこうえん公園	知名町	—	—	AA	AA	AA
27	おおかねく久	与論町	AA	AA	AA	AA	AA
28	かねはま母	与論町	AA	AA	AA	AA	AA

海水浴場水質調査位置図

凡例

海水浴場名
 昨年度利用者数：水質区分
 注) 利用者数は市町村調べ



水浴場水質判定基準

1 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。
 - ・ 各項目のすべてが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
 - ・ 各項目のすべてが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
 - ・ 各項目のすべてが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
 - ・ これら以外のものを「水質C」とする。

項目 区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出下限 2個/100mL)	油膜が認められない	2 mg/L以下	全透 (1 m以上)
	水質A	100個/100mL以下	油膜が認められない	2 mg/L以下	全透 (1 m以上)
可	水質B	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	5 mg/L以下	1 m未満 ～50cm以上
	水質C	1,000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	8 mg/L以下	1 m未満 ～50cm以上
不適		1,000個/100mLを超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg/L 超	50cm未満*

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

透明度(*の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2 「改善対策を要するもの」とは以下のとおりとする。

- (1) 「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が400個/100mLを超える測定値が1以上あるもの。
- (2) 油膜が認められたもの。